漁業関係者の皆様へ

海難事故防止のためAISの導入を！

AISとは？

AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。

➢ AISのメリット

- ① 船舶間の衝突回避等のための通信が容易
- ② 他船の進路変更等をリアルタイムに把握可能
- ③ 悪天候でも周辺船舶の位置確認が可能

海難事故の事例

平成24年9月24日午前2時頃、金華山東方沖約930kmの太平洋上で貨物船（25,074トン）とかつお竿釣り漁船（119トン）が衝突。漁船の乗組員13人が亡くなりました。

運輸安全委員会の調査によれば、悪天候の中、貨物船のレーダーで漁船は確認できませんでした。

漁船にもAISがあればお互いに相手船を容易に認識できます。
AISを導入してこのような悲惨な事故を未然に防ぎましょう！！

総務省、国土交通省、水産庁、海上保安庁

裏面もご覧ください。

AISに関する支援制度について

AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、漁船の海難防止等を目的に、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。なお、リース漁船（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業）の助成額は最大10万円となります。

・保険料助成額 ： 国庫負担を除いた純保険料に対し10%（5トン未満船は20%）
・対象漁船 ： AIS又は簡易型AISを設置した漁船
（ただし、①法令等で設置義務のある漁船
②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業の対象漁船は助成対象外です。）
なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官　03-6744-2357

AIS設置に活用できる低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、低利な制度資金が活用できます。

漁業近代化資金の貸付条件（漁船漁業者の場合）
貸付限度額　：20トン未満漁船建造等資金借受者　0.9億円
：20トン以上漁船建造等資金借受者　3.6億円
償却期限（据置期間）：10年（3年）（漁船用機器単独設置の場合）

※貸付利率は、金利情勢により毎月変動しますので、ご利用に当たっては、お近くの漁協にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課　03-6744-2347

簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されています。

簡易型AISについては、船舶の無線局定期検査が不要で開設時の免許手続きも簡素化（落成検査の省略）されています！

定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査は不要です。（簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。）
・国際VHF（携帯型・5W以下）
・レーダー（適合表示無線設備(※)・5kW未満）

免許手続きの簡素化

無線航行移動局（レーダー局）に簡易型AIS等の適合表示無線設備(※)を追加して、船舶局を開設する場合の手続きはすべて簡易な免許手続（落成検査の省略）で可能です。

※ 簡易型AISは無線従事者の資格がなくても操作できます（ただし無線局の免許申請は必要です）
※ 適合表示無線設備には技適マークが付されています

お問い合わせ先：総務省基幹・衛星移動通信課　03-5253-5901

スマートフォン向けAISアプリについて

AISと同様の機能を有するスマートフォン向けアプリケーションが、リリースされています。
スマートフォンアプリは、AIS機器の導入が難しい小型漁船（船外機船等）でも利用可能！

※国土交通省では、「船上におけるスマホの使い方ガイド」を公表しております。
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000019.html

お問い合わせ先：国土交通省海事局安全政策課　03-5253-8631